

指定管理者の候補者の選定結果概要

施設名称		長浜市曳山博物館		
施設所管課		産業観光部 文化観光課 歴史まちづくり室		
施設概要		所 在 地：滋賀県長浜市元浜町14番8号 敷地面積：3, 187. 52㎡ 延床面積：2, 501. 96㎡（本館棟）115. 2㎡（工房棟） 構 造：鉄筋コンクリート造 地上2階、地下1階（本館棟）鉄筋コンクリート造 地上2階（工房棟） 開設年度：平成12年10月1日 施設内容： 【本館棟】常設展示室、映像展示室、収蔵庫、修理ドック、伝承スタジオ、会議室、事務室、学芸作業室、エントランスホール、機械室、便所、エレベーター ほか 【工房棟】工房（ワークルーム）、電気室、機械室		
募集概要	募集方法	非公募		
	募集要項配付期間	令和6年7月17日（水）～令和6年8月19日（月）		
	申請書類受付期間	令和6年8月13日（火）～令和6年8月19日（月）		
	募集内容	指定期間	令和7年4月1日～令和10年3月31日（3年間）	
		指定管理業務内容	① 長浜市曳山博物館条例第3条各号に掲げる事業の実施に関する業務 （1）博物館業務に関する資料の収集、保管、情報提供及び展示 （2）博物館業務に関する専門的、技術的な調査研究 （3）博物館業務に関する講演会、講習会、研究会等の開催 （4）博物館利用者に対する説明、助言及び指導 （5）他の博物館、図書館、学校等との連絡及び協力 （6）その他博物館の設置の目的を達成する為に必要な事業 ② 管理施設（附帯設備を含む。）の維持管理に関する業務 ③ 管理施設の使用許可に関する業務 ④ 管理施設の使用に係る利用料金の徴収に関する業務 ⑤ その他市長が必要と認める業務	
		指定管理料限度額	令和7年度 31, 392, 000円 令和8年度 31, 392, 000円 令和9年度 31, 392, 000円	
応募状況		申請者		共同申請の場合の構成
		所在地	名称	
		長浜市元浜町14番8号	公益財団法人長浜曳山文化協会	
審査の概要及び結果	審査方式	長浜市曳山博物館指定管理者選定委員会において、指定管理者指定申請書の審査や申請者へのヒアリング等を実施し、審査基準に基づき申請内容を総合的に判断し、指定管理者の候補者としての妥当性を審査します。		
	選定委員会委員	5人		
	審査経過	第1回選定委員会（令和6年7月11日開催） 施設所管課から指定管理者の募集概要の説明を受け、募集要項、仕様書等を審査し、募集方法及び審査基準を決定した。 第2回選定委員会（令和6年9月3日開催）		

		申請者の申請書の審査及びヒアリング等を実施し、審査基準ごとに採点を行い、その採点結果を判断基準として指定管理者の候補者の適否を判断した。		
	審査基準	1 事業計画書による公の施設の運営が住民の平等な利用を確保できるものであること。 2 事業計画書の内容が当該公の施設の効用を最大限に発揮するものであること。 3 公の施設の適切な維持及び管理並びに管理に係る経費の縮減が図られるものであること。 4 事業計画書に沿った管理を安定して行う人員、資産その他の経営の規模及び能力を有しており、又は確保できる見込みがあること。 5 その他市長が当該公の施設の性質又は目的に応じて定める基準		
審査結果	指定管理者の候補者	公益財団法人長浜曳山文化協会		
	審査結果及び理由	【審査基準に基づく採点結果】		
		審査基準	配点	申請者の点数
		審査基準 1	3 0	2 2 . 6 0
		審査基準 2	5 5	3 9 . 4 0
		審査基準 3	3 5	2 2 . 8 0
		審査基準 4	6 0	3 7 . 0 0
		審査基準 5	2 0	1 5 . 4 0
		合計	2 0 0	1 3 7 . 2 0
		(参考) 1 0 0 点換算割合	1 0 0	6 8 . 6 0
【指定管理料の提示額】				
申請者	提示額			
公益財団法人長浜曳山文化協会	令和 7 年度	3 1 , 3 9 2 , 0 0 0 円		
	令和 8 年度	3 1 , 3 9 2 , 0 0 0 円		
	令和 9 年度	3 1 , 3 9 2 , 0 0 0 円		
【理由】	長浜市曳山博物館の展示は高度な専門的知識や、曳山に関する知識が必要であり、その技術・知識を保有する団体であることが必要不可欠である。また館の運営に当たっては山組との信頼関係が必要であるが、毎月各山組と連携した展示を行うなどこれまでの監理運営の実績が評価できる。 今後は職員の能力向上に努め、展示内容の強化を図っていただくことで、来館者の満足向上や誘客につなげていただきたい。また、長浜城歴史博物館との連携も強めていただきたい。			
市が選定する指定管理		公益財団法人長浜曳山文化協会		

者の候補者	【理由】 長浜市指定管理者選定委員会第2委員会の審査結果を踏まえ、適切に施設の管理を行うことができると認められるため、上記団体を長浜市曳山博物館の指定管理候補者に選定した。
-------	--